答 弁 第 一 七 四 号平成二十八年十二月九日受領

内閣衆質一九二第一七四号

平成二十八年十二月九日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員井坂信彦君提出アメリカ大統領選後のTPPに対する政府認識と関連予算に関する質問に対

し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出アメリカ大統領選後のTPPに対する政府認識と関連予算に関する質問に

対する答弁書

一の①について

米国のトランプ次期政権の方針について現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい。

一の②について

環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP協定」という。)は、TPP協定第三十・五条に規定さ

れている効力発生のための要件を満たさない限り発効しないが、 同条1又は3の要件を満たすための期限

は設けられていない。

一の①及び三について

御指摘の「TPP対策」 の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えする

ことは困難である。

二の②及び③について

御指摘の予算は、 TPP協定の発効を見据えたものではあるが、TPP協定の発効を前提としたもので

_

はなく、また、海外展開を行おうとする中小企業等への支援や、農林水産分野において緊急に実施してい くべき体質強化策などとして必要な施策であることから、これらの予算の執行を停止することは想定して

いない。